

## 埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県住まいづくり協議会（以下「協議会」という。）において、中古住宅の有効活用を通して県外からの子育て世帯の移住及び定住促進による地域の活性化を図るため、利用者が安心できる中古住宅の登録制度（以下「安心中古住宅登録制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中古住宅」とは「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）」の第2条第2項に規定する新築住宅以外の住宅をいう。
- (2) 「所有者等」とは、中古住宅に係る所有権その他の権利により当該中古住宅の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 「事業者」とは、協議会の会員のうち自社で中古住宅の売買を行っているものをいう。
- (4) 「利用希望者」とは、県内へ定住等を目的として中古住宅の取得を希望する子育て世帯等をいう。
- (5) 「安心中古住宅登録事業者」とは、事業者のうち安心中古住宅登録事業者台帳に登録されたものをいう。
- (6) 「安心中古住宅」とは、新耐震基準を満たし、住宅瑕疵担保責任保険又は予め会長が認める売主独自の保証及びインスペクション（「住宅瑕疵担保責任保険等」という。以下同じ。）の審査を受け、かつ、利用希望者が物件を取得後、売主により予め会長が認めるアフターサービスを受けられる住宅をいう。
- (7) 「安心中古住宅登録制度」とは、安心中古住宅登録事業者から登録の申込みを受けた安心中古住宅の情報を、利用希望者に対し、紹介を行うシステムをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、安心中古住宅登録制度以外による中古住宅の取引を妨げるものではない。

2 本要綱に関し必要な事項は、埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」審査基準で定める。

### (安心中古住宅登録事業者の登録)

第4条 安心中古住宅登録制度により安心中古住宅の登録を受けようとする事業者は、あらかじめ事業者登録申請書（様式第1号）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、安

心中古住宅登録事業者として登録されるため必要な審査を受けるものとする。なお、本制度に登録された事業者については、ホームページ等で開示することができる。

- 2 会長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、申請事業者が制度を利用するにふさわしいかどうか審査基準に定める基準に適合することを確認の上、適切であると認めるときは、安心中古住宅登録事業者として登録事業者台帳に登録するものとする。
- 3 会長は、前項の規定による登録をしたときは、事業者登録完了通知（様式第2号）を申請事業者に通知するものとする。

（安心中古住宅登録事業者の登録の取消し）

第5条 会長は、安心中古住宅登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すとともに、事業者登録取消通知書（様式第3号）を当該事業者に通知するものとする。ただし、本条第1号に該当することにより登録を取り消されたものについては、改めて第4条による登録申請等ができるものとする。

- （1）登録から5年を経過したとき。
- （2）当該事業者が安心中古住宅登録制度を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- （3）申込内容に虚偽があったとき。
- （4）その他会長が適当でないと認めるとき。

（安心中古住宅の登録申請等）

第6条 安心中古住宅登録制度により安心中古住宅の登録を受けようとする安心中古住宅登録事業者は、安心中古住宅登録申請書（様式第4号）及び同物件に係る情報を記した登録チェックシート（様式第4号別紙）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは安心中古住宅登録台帳に登録するものとする。
- 3 会長は、前項の規定による登録をしたときは、安心中古住宅登録完了通知（様式第5号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 会長は、第2項の規定による登録をしていない中古住宅で、安心中古住宅登録制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。
- 5 物件登録事業者は、登録した中古住宅の売買が成立する等、本制度の登録が不要となった場合は、速やかに安心中古住宅登録取消届（様式第6号）を会長に届け出なければならない。

（安心中古住宅の登録の取消し）

第7条 会長は、安心中古住宅が次に掲げる事項に該当するときは、当該中古住宅登録台帳の登録を取り消すとともに、安心中古住宅取消通知書（様式第7号）を当該物件登録事業者に通知するものとする。ただし、本条第2号に該当することにより登録を取り消されたものに

については、改めて第6条による登録申請等ができるものとする。

- (1) 当該安心中古住宅に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から2年を経過したとき。
- (3) 安心中古住宅登録取消届（様式第6号）の届出があったとき。
- (4) その他安心中古住宅登録台帳に登録されていることが不相当と会長が認めたとき。

（物件登録者と利用者の交渉等）

第8条 会長は、物件登録事業者と利用希望者との間における安心中古住宅等に関する交渉及び売買の契約については、直接これに関与しないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

埼玉県住まいづくり協議会

会長 風間 健 様

## 事業者登録申請書

住所：

社名・代表者名：

宅建事業者登録番号：

埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり制度を利用する安心中古住宅登録事業者として登録を申請します。

- 1 自社で扱う中古住宅の売買にあたっては、同制度の趣旨を十分に踏まえ、購入希望者や購入者に対し適切に対応を行います。
- 2 登録した物件に関するトラブルについては、全ての責任を当社で負うこととし、その解決に当っては真摯に対応します。また、埼玉県や埼玉県住まいづくり協議会にご迷惑をおかけすることはありません。

### 注

- (1) 取引に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となる。また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決を行う。
- (2) 個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しない。

様式第2号（第4条関係）

第 号  
平成 年 月 日

申請者様

埼玉県住まいづくり協議会  
会長 風間 健 印

### 事業者登録完了通知書

埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱第4条第3項の規定により、安心中古住宅登録制度を利用できる安心中古住宅登録事業者として下記のとおり登録が完了したので通知します。

記

登録番号：第 号

事業者概要：（住所）  
（会社名・代表者名）

登録日：平成 年 月 日

有効期限：平成 年 月 日

※登録内容に変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第3号（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

申請者様

埼玉県住まいづくり協議会  
会長 風間 健 印

### 事業者登録取消通知書

埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱第5条の規定により、貴社の安心中古住宅登録事業者の登録を取り消したので通知します。

記

登録番号：第 号

取り消し理由：

埼玉県住まいづくり協議会

会 長 風間 健 様

## 安心中古住宅登録申請書

住所：

社名・代表者名：

印

埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第6条第1項の規定により、登録チェックシート（様式第4号別紙）に記載した自社で扱う中古住宅について、次のとおり安心中古住宅登録制度へ登録を申請します。

- 1 契約交渉に関わる全てについては当社で行います。同制度の趣旨を十分に踏まえ、購入希望者や購入者に対し適切に対応を行います。
- 2 登録内容は、登録チェックシート（様式第4号別紙）に記載のとおりです。また、関係法令に違反していないことを確認しています。
- 3 登録した物件に関するトラブルは、全ての責任を当社で負うこととし、その解決に当っては真摯に対応します。また、埼玉県や埼玉県住まいづくり協議会にご迷惑をおかけすることはございません。
- 4 登録した物件について、埼玉県住まいづくり協議会ホームページへの情報の提供を承諾します。

### 注

- (1) 取引に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となる。また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決を行う。
- (2) 個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しない。

## 審査チェックシート

必須項目		審査チェックシートNo.1		
項目	内容 (具体的に記載)	申請者 チェック欄	確認欄	
(1)	住宅瑕疵担保責任保険に加入 (またはインスペクション+自社保証)			
(2)	アフターメンテナンス窓口の設置			
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px;"> <h1 style="margin: 0;">審査チェックシート</h1> <h2 style="margin: 0;">No.1～4</h2> </div>				
(2)	建築確認済証			
(3)	建築検査済証			
(4)	長期優良住宅認定通知書			
(5)	低炭素建築物新築等認定通知書			
(6)	住宅履歴情報			
(7)	住宅性能評価書			
(8)	維持保全計画書			
(9)	【フラット35】の適合証明書		( ) 【フラット35】 ( ) 【フラット35】S ( ) 【フラット35】リノベ	
(10)	その他			

※販売者の申告によるものとする



様式第5号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

申請者様

埼玉県住まいづくり協議会  
会長 風間 健 印

## 安心中古住宅登録完了通知書

埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱第6条第3項の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日に貴社から登録申請された下記の物件について、安心中古住宅の登録が完了したので通知します。

記

登録番号： 第 号

所在地：

登録内容： **安心中古住宅登録申請書** 登録No.〇〇 のとおり

登録日： 平成 年 月 日

有効期限： 平成 年 月 日

※ 登録内容に変更等生じた場合、埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱第6条に基づき速やかに手続きを行ってください。

様式第6号（第6条関係）

平成 年 月 日

埼玉県住まいづくり協議会  
会長 風間 健 様

## 安心中古住宅登録取消届

住所：

社名・代表者名： 印

埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」に登録されている下記の物件につきまして、その登録を取り消したいため、届出をします。

記

登録番号： 第 号

取り消し理由： 販売完了 その他

様式第7号（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

申請者様

埼玉県住まいづくり協議会  
会長 風間 健 印

## 安心中古住宅登録取消通知書

埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」運用要綱第7条の規定により、下記事業者の登録を取り消したいので、通知します。

記

事業者登録番号： 第 号

取り消し理由： 販売完了 その他